



年金

年金を受け取るには、
請求の手続きが必要です

年金を受け取るためには、
手続きが必要です。受給権の
ある方は、請求を忘れないで
ください。

なお、加入していた制度に
より請求先がそれぞれ違いま
す。ご注意ください。
提出先は、次のとおりです。

老齢、退職給付

国民年金だけに加入の方

- (1号のみ) 町民課年金係
- (1号+3号及び3号のみ) 社会保険事務所

厚生年金だけに加入の方

社会保険事務所

共済組合だけに加入の方

社会保険事務所

(一つの共済組合のみ)

加入していた共済組合
(複数の共済組合に加入)

退職年金は、それぞれの
共済組合。老齢基礎年金は、
社会保険事務所。

複数の年金制度に加入の方
国民年金と厚生年金は、社
会保険事務所。共済年金は、
それぞれの共済組合。

障害年金、障害給付

遺族年金、死亡一時金など

障害の原因となった病気や
けがの初診日（請求する病名
を初めて診断された日）、又
は死亡した日が、
国民年金に加入中の場合

(1号期間) 町民課年金係

(3号期間) 社会保険事務所
厚生年金に加入中の場合

社会保険事務所

共済組合に加入中の場合

それぞれの共済組合

※ なお、障害年金等を請求
するためには、保険料納付
など一定の条件を満たして
いる必要があります。

問い合わせ

役場町民課年金係

☎985-4106



募集

ホッケー教室

参加者募集

講師がホッケーの良さや楽
しさを、基本から教えていねいに
教えます。

ぜひご参加ください。

日時 毎週土曜日
9時～12時

場所 松前公園多目的広場

参加資格 町内の小・中学生

参加方法 当日、松前公園多
目的広場か老人広場に9時

に集合してください。

問い合わせ

松前公園体育館内

松前町体育協会事務局

☎985-4138

9月の納税

国民健康保険税 第3期

口座振替日は

銀行・信金・郵便局 9月26日(月)
農協 9月27日(火)

～納めよう 夢と未来と 税金と～

『下水道 いつか私にもどる水』

9月10日は「下水道の日」

下水道ができると、私たちの街がきれいに!



1 住宅周辺の生活環境をよくします。



2 便所がすべて水洗便所になります。



3 海や川や水路がよみがえります。

「下水道の日」は、昭和36年
に著しく遅れていたわが国の
下水道の全国的な普及を図る
ために、「全国下水道促進デー」
を定めたのが始まりです。そ
の後、より親しみやすい名称
として「下水道の日」となりま
した。下水道に対する国民の
理解と関心を深め、下水道の
普及とその十分な活用を促進
しようとするものです。

現在、松前町は、都市化が
進み、排水路などの水質汚濁
や生活環境の悪化が進んでい
ます。松前町の公共下水道事
業は、計画区域700軒、処
理人口36,700人で、昭
和62年度から着手し、平成14
年度の区域から利用を開始して
います。
今後とも町民の皆様のご理
解とご協力をお願いします。
問い合わせ
役場下水道課業務係
☎985-4126